

国立大学法人電気通信大学職員給与規程

制定 平成16年4月1日規程第40号
最終改正 令和5年12月22日規程第44号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学就業規則（以下「就業規則」という。）第33条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「大学」という。）に常時勤務する職員（以下「職員」という。）の給与について、必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれの各号に定める区分により支給する。

- 一 基本給は、本給及び第13条の規定による本給の調整額とする。
- 二 諸手当は、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当、クロスアポイントメント手当、寒冷地手当及び外部資金獲得貢献手当とする。

(給与の支給日)

第4条 本給、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び初任給調整手当は、その月の月額的全額を毎月17日に、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月17日に、クロスアポイントメント手当はその月の分を、支給要件が確認された日の翌月17日に支給する。

- 2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。
- 3 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日の属する月の17日に支給する。
- 4 外部資金獲得貢献手当は、一の年度（毎年4月から翌年3月までをいう。）における分を当該年度の3月17日（一の年度の途中で退職し、この規程の適用を受けなくなる者については、在職中の最終の第1項に規定する本給の支給日）に支給する。
- 5 前各項の規定にかかわらず、前各項に規定する給与の支給日（以下「支給定日」という。）が日曜日にあたるときは、支給定日の前々日（その日が休日にあたるときは、支給定日の翌日）に、支給定日が土曜日にあたるときは、支給定日の前日（その日が休日にあたるときは、支給定日の前々日）に、支給定日が休日にあたるときは、支給定日の前日（その日が日曜日にあたるときは、支給定日の翌日）に支給する。

(本給の決定及び適用範囲)

第5条 職員の受ける本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

- 2 本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 一般職本給表（一）（別表第1）
 - 二 一般職本給表（二）（別表第2）
 - 三 教育研究職本給表（別表第3）
 - 四 看護職本給表（別表第4）
 - 五 指定職本給表（別表第5）
- 3 前項に掲げる各本給表の適用範囲は、次に定めるところによる。
 - 一 前項第1号の適用を受ける者 教育研究技師、事務職員及び技術職員。ただし、指定職本給表の適用を受ける者を除く。
 - 二 前項第2号の適用を受ける者 調理、自動車運転及び監視等の職務に従事する者
 - 三 前項第3号の適用を受ける者 教育研究職員及び研究教育マネジメント職員。ただし、指定職本給表の適用を受ける者を除く。
 - 四 前項第4号の適用を受ける者 看護の職務に従事する者
 - 五 前項第5号の適用を受ける者 学長の定める者
- 4 第2項第1号から第4号の本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定めるものとする。
- 5 第2項に定める本給表は、国家公務員給与の改定、法人の収支状況、社会情勢等を斟酌して改定することができる。

（本給の訂正方法）

第6条 職員の給与が前条の規定に合致しないと認められた場合、その本給の訂正を発生時までさかのぼることが困難なときは、将来に向かって訂正することができる。

（初任給）

第7条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験及び能力、責任の度合等を考慮して、別に定めるものとする。

（昇格）

第8条 勤務成績が良好な職員は、その職務に応じた上位の級に昇格させることができる。

- 2 職員を昇格させる場合のその者の号給については、別に定めるものとする。

（降格）

第9条 就業規則第14条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

- 2 就業規則第14条の2の規定により降任したときは、下位の級に降格させる。
- 3 前2項に定めるもののほか、職員が次の各号の一に該当する場合には、降格させることができる。
 - 一 勤務実績がよくない場合
 - 二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - 三 前2号に掲げるもののほか、職務上必要な適性を欠く場合
 - 四 職員が降格を申し出た場合

- 4 職員を降格させる場合のその者の号給については、別に定めるものとする。

（初任給基準を異にする異動の場合の職務の級）

第10条 職員を本給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第11条 職員を本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

第12条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には適用しない。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳(一般職本給表(二)の適用を受ける職員にあっては、57歳。)を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 前4項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(本給の調整額)

第13条 本給の調整額は、教育研究職員のうち、大学院研究科において授業を常時担当する者又は、主任として学生に対する研究指導に従事する者、若しくは助教又は助手として学生の指導に常時従事する者に支給する。

2 本給の調整額は、当該職員に適用される職務の級に応じて別に定める調整基本額表に掲げる調整基本額(その額が本給月額 100 分の 4.5 を超えるときは、本給月額 100 分の 4.5 に相当する額とし、その額に、1円未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額とする。)にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が本給月額 100 分の 25 を超えるときは、本給月額 100 分の 25 に相当する額とする。

3 大学院研究科を担当する教育研究職員のうち前項に規定する調整数が3であるものが、担当する専攻の変更(以下この項において「担当変更」という。)にともない新たに大学院情報理工学研究科共同サステナビリティ研究専攻を担当することとなる場合において、当該担当変更の直後に前項に規定する調整数が3に達しないこととなるときは、担当変更等の円滑を図るため、当該職員には、前項の規定にかかわらず、当該担当変更の日から2年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める本給の調整額が前項の規定による当該担当変更後の本給の調整額以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。)、次に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める本給の調整額を支給する。ただし、当該職員が当該担当変更の日から2年を経過するまでの間に更に、担当変更となった場合における当該職員に対する本給の調整額の支給については、この項の規定の適用が無かったものとして前項の規定に定めるところによる。

一 当該担当変更の日から同日以後1年を経過する日までの期間 担当変更前の調整数

による本給の調整額

- 二 当該担当変更の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 担当変更前の調整数による本給の調整額に100分の80を乗じて得た額
- 4 前3項に定めるもののほか、本給の調整額の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

（扶養手当）

第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員（指定職本給表の適用を受けるものを除く。）に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び教育研究職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの（以下「一般職（一）9級以上職員等」という。）に対しては支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。なお、配偶者以外の扶養親族は重度心身障害者を除き、血族又は法定血族に限る。
 - 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - 四 満60歳以上の父母及び祖父母（別居している場合を含む。）
 - 五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - 六 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育研究職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族（一般職（一）9級以上職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9級以上職員等から一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。
 - 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職（一）9級以上職員等に扶

養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。) なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日とする。

- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職（一） 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般職（一） 9 級以上職員等から一般職（一） 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係る者がなるときはその職員が一般職（一） 9 級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職（一） 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月。）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、解雇され又は死亡した場合においてはそれぞれが退職し、解雇された又は死亡した日、一般職（一） 9 級以上職員等以外の職員から一般職（一） 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一） 9 級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職（一） 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月。）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。）から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
 - 一 扶養手当を受けている職員に更に第 5 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
 - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職（一） 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第 5 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 5 項の規定による届出に係るものがある一般職（一） 9 級以上職員等が一般職（一） 9 級以上職員等以外の職員となった場合
 - 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第 5 項の規定による届出に係るものがある一般職（一） 8 級職員等が一般職（一） 8 級職員等及び一般職（一） 9 級以上職員等以外の職員となった場合
 - 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第 5 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職（一） 9 級以上職員等以外のものが一般職（一） 9 級以上職員等となった場合
 - 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第 5 項の規定による届出に係るものがある職員で一

一般職（一） 8級職員等及び一般職（一） 9級以上職員等以外のものが一般職（一） 8級職員等となった場合

七 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となった場合

8 前7項に規定するもののほか、扶養手当の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

（管理職手当）

第15条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員について、その特殊性に基づき支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 前項の規定による管理職手当は、調整前における本給月額 100 分の 25 を超えてはならない。

3 前2項に規定するもののほか、管理職手当の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

（地域手当）

第16条 地域手当は、物価及び生計費を考慮し、次項に定める地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額 $は、本給、扶養手当及び管理職手当の月額合計額を基礎として、次の支給割合を乗じて得た額とする。$

一 東京都調布市 100 分の 16

3 前項に定める地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合（当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6か月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると学長が認める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（以下「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（以下「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する地域が前項に定める地域に該当しないこととなる時は、前項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となる時は、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、本給、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額地域手当を支給する。

一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に 100 分の 80 を乗じて得た割合

4 国又は他の国立大学法人等の職員（勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様であった非常勤職員を含む。）から本学の職員となった者については国家公務員の給与制度に準じ、前項を適用するものとする。

5 前4項に規定するもののほか、地域手当の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

（住居手当）

第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（大学等から貸与された宿舎に居住し、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）
 - 二 第19条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号。）第13条の規定による有料宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている者又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定める者
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額。）とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。）に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員
家賃の月額から16,000円を控除した額
 - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員
家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円。）を11,000円に加算した額
 - 二 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

（通勤手当）

第18条 通勤手当は、徒歩により通勤したものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル以上である職員（通勤することが著しく困難である者を除く。）のうち、次に掲げる者に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員
 - 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員
 - 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員
- 2 通勤手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額を支給する。
- 一 前項第1号に掲げる職員にあっては、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が

二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。)とする。

二 前項第2号に掲げる職員にあっては、次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額とする。

イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

三 前項第3号に掲げる職員にあっては、別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。)、第1号に定める額又は前号に定める額とする。

3 事業所を異にする配置換等、国又は他の国立大学法人等の職員(勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様であった非常勤職員を含む。)から引き続き採用、若しくは在勤する事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動等の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に

定めるものを含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とする者の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当額 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。)

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 前4項までに規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(単身赴任手当)

第19条 事業所を異にする配置換等、国又は他の国立大学法人等の職員(勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様であった非常勤職員を含む。)から引き続き採用(以下「異動等」という。)に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員又は権衡上必要があると認められる者として別に定める職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額額は、30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じ別に定める額を加算した額。)とする。

3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

(特殊勤務手当)

第20条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。ただし、

指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

(超過勤務手当)

第21条 「国立大学法人電気通信大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程」(以下「勤務時間規程」という。)第2条に規定する正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第32条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、管理職手当の支給を受ける職員又は指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間及び勤務時間規程第10条第1項各号に規定する休日に勤務することを命ぜられ、当該休日に勤務した時間を合算した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項及び次条第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第32条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、管理職手当の支給を受ける職員又は指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 3 前2項に規定するもののほか、超過勤務手当の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

(休日給)

第22条 休日において、勤務することを命ぜられた職員には、勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第32条に規定する勤務1時間あたりの給与額の100分の135(その勤務が深夜である場合は100分の160)を休日給として支給する。ただし、管理職手当の支給を受ける職員又は指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 前項に規定するもののほか、休日給の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第23条 第15条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員又は指定職本給表の適用を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他業務の運営上の必要により勤務時間規程第9条に規定する休日(次項において「休日」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、第15条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前0時から午前5時までの間にあって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第1項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務一回につき、それぞれ次に定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して、実働時間が6時間を超える

勤務にあつては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額)

イ 第15条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員 12,000円を超えない範囲内において別に定める額

ロ 指定職本給表の適用を受ける職員 18,000円

二 前項に規定する場合 同項の勤務一回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

(初任給調整手当)

第24条 初任給調整手当は、教育研究職本給表の適用を受ける職員で特定の職にある者のうち、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証を有する者には月額50,800円を、採用の日から35年に達するまで、採用の日又は採用後別に定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。ただし、管理職手当の支給を受ける職員のうち別に定める者には支給しない。

2 前項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

(期末手当)

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第4条第2項で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職若しくは死亡し、又は解雇された職員(別に定める者を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職若しくは死亡し、又は解雇された職員にあつては、その日現在)において職員が受けるべき本給の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(別に定める職員にあつては、役職段階別加算額、さらに管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員にあつては、管理職加算額を加算した額。)を基礎として、100分の122.5(一般職本給表7級以上及び教育研究職本給表5級以上の適用を受ける職員で管理職手当の区分が1種又は2種である職員(以下「特定管理職員」という。)にあつては、100分の102.5、指定職本給表の適用を受ける職員にあつては100分の65)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 6か月 100分の100

二 5か月以上6か月未満 100分の80

三 3か月以上5か月未満 100分の60

四 3か月未満 100分の30

3 前項に規定する在職期間は職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6か月以内の期間において、国又は他の国立大学法人等の職員(勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様であり、期末手当又は期末手当に相当する手当の支給を受けていた非常勤職員を含む。)から本学の職員となった者(前職の離職日から本学の採用日までが1か月以内である場合に限る。)でその者の直前に属していた機関が期末手当又は期末手当に相当す

る手当を支給しない場合は、これらの機関における在職期間を職員として在職した期間に算入する。

- 4 職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。
 - 一 職員が基準日から支給日の前日までの間に、就業規則第37条第2項第6号の規定により懲戒解雇された場合
 - 二 職員が基準日から支給日の前日までの間に、就業規則第20条第1項第1号及び第2号の規定により解雇された場合
 - 三 職員が基準日前1か月以内又は基準日から支給日の前日までの間に退職若しくは死亡し、又は解雇された職員（前号に掲げる者を除く。）で、その日から支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合
 - 四 第6項の規定により期末手当の一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合
- 5 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職若しくは死亡し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
 - 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、国立大学法人に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 6 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、すみやかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

7 学長は、一時差止処分を行う場合に、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

8 前7項の規定によるもののほか、期末手当の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

(勤勉手当)

第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1か月以内に退職若しくは死亡し、又は解雇された職員(別に定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれ基準日現在(退職若しくは死亡し、又は解雇された職員にあっては、その日現在。以下この項において同じ。)において受けるべき本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(別に定める職員にあっては、役職段階別加算額、さらに管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員にあっては、管理職加算額を加算した額。以下「勤勉手当基礎額」という。)を基礎として学長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、本学が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5(特定管理職員にあっては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額

二 指定職本給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額

3 前条第3項から第7項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。

4 前3項の規定に関するもののほか、勤勉手当の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

(クロスアポイントメント手当)

第27条 クロスアポイントメント手当は、国立大学法人電気通信大学クロスアポイントメント制度に関する規程に基づくクロスアポイントメント制度に関する協定により指定された職員(教育研究職員及び研究教育マネジメント職員に限る。以下「クロスアポイントメント教員」という。)に対して、第4項に定める申出を学長が受理した場合に支給する。

2 クロスアポイントメント手当の支給額は、クロスアポイントメント教員に対してこの規程に基づき支給される本給、本給の調整額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当及び初任給調整手当の月額に当該クロスアポイントメント教員の業務のうちクロスアポイントメントの相手先機関における業務が占める割合を乗じて得た額と当該クロスアポイントメント教員の当該相手先機関におけるこれらの給与種別に相当する給与の月額に当該割合を乗じて得た額との差額並びにこの規程に定める給与種別(相当する給与種別を含む。)以外の給与種別であって当該相手先機関がその給与制度に基づき当該クロスアポイントメント教員に対して支給を希望する給与の月額の合計額を原則とする。

3 期末手当及び勤勉手当の額について、当該クロスアポイントメント教員の業務のうち

当該相手先機関における業務が占める割合を乗じて得た額と当該クロスアポイントメント教員の当該相手先機関におけるこれらの給与に相当する給与の額に当該割合を乗じて得た額との差額がある場合には、当該差額を前項のクロスアポイントメント手当に加算して支給することができる。

- 4 クロスアポイントメント手当は、クロスアポイントメントの相手先機関が、前2項に規定する額の支払いを学長に申し出て、かつ、相手先機関がその必要経費を負担する場合に限り、本学から支給する。
- 5 クロスアポイントメント手当は、次の各号のいずれかに該当する場合には、支給しない。
 - 一 相手先機関が、前項の申し出を取り下げた場合
 - 二 相手先機関が、学長が指定した期日までに、前項に規定する必要経費を本学に送金しなかった場合
 - 三 その他学長が支給することが不適切であると判断した場合
- 6 学長は、前項第三号に基づいてクロスアポイントメント教員にクロスアポイントメント手当を支給しない場合、相手先機関に対し、申出を辞退するものとする。
- 7 第1項から前項までに規定するもののほか、クロスアポイントメント手当に関し必要な事項は、学長が定める。

(寒冷地手当)

第28条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において寒冷地に常時勤務する職員（第30条第1項及び第2項の規定により給与の支給を受ける職員で次の第1号に該当する者以外の者（以下「有給休職者」という。）を含む。）に対して支給する。ただし、次の各号に該当する者には支給しない。

- 一 本邦外にある者（世帯主である職員でその扶養親族が基準日に本邦に居住するものを除く。）
- 二 刑事休職者
- 三 無給休職者
- 四 停職及び出勤停止者
- 五 専従休職者
- 六 育児休業職員
- 七 介護休業職員
- 八 自己啓発等休業職員

- 2 前項に定めるもののほか、寒冷地手当について必要な事項は、別に定めるものとする。

(外部資金獲得貢献手当)

第28条の2 外部資金獲得貢献手当は、外部資金の獲得を通じた大学の教育研究基盤強化への貢献が顕著な職員に支給する。

- 2 外部資金獲得貢献手当の支給に関して必要な事項は、別に定める「国立大学法人電気通信大学外部資金獲得貢献手当支給細則」による。

(非常勤職員の給与)

第29条 常時勤務することを要しない職員については、常時勤務する職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で別に定めるところにより給与を支給する。

- 2 前項の常時勤務を要しない職員には、他に別段の定めがない限り、これらの項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 3 前2項までに定めるもののほか、非常勤職員の給与について必要な事項は、別に定めるものとする。

(休職者の給与)

第30条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第17条第1項第1号により、長期休養を要する場合に該当して休職となった場合には、その休職期間中、給与(基本給及び諸手当をいう。)の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法に基づく休業補償給付が支給される場合にあつては、調整することができる。

- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職となった場合には、その休職期間が1年(結核性疾病にあつては2年)に達するまでは、本給、扶養手当、地域手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。
- 3 職員が就業規則第17条第1項第2号による刑事事件に関し起訴され休職となった場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第17条第1項第3号、第4号、第6号及び第9号により休職となった場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、第6号の規定に該当して休職となった場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害によると認められるときは、100分の100以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第17条第1項第5号及び第7号により休職となった場合には、その期間中給与を支給しない。
- 6 職員が就業規則第17条第1項第8号により休職となった場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当(以下「本給等」という。)のそれぞれ100分の70を支給することができる。ただし、派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、あらかじめ学長の承認を得て、別に定めるところにより本給等のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。

(育児休業等の給与)

第31条 「国立大学法人電気通信大学職員育児休業等規程」により育児休業等をする職員、「国立大学法人電気通信大学職員介護休業規程」により介護休業等をする職員又は「国立大学法人電気通信大学職員自己啓発等休業規程」により自己啓発等休業をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 育児休業、介護休業又は自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 育児休業又は介護休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
- イ 第25条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員

ロ 第26条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員

三 育児休業、介護休業又は自己啓発等休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、育児休業をした期間についてはその期間の100分の100以下、介護休業をした期間についてはその期間の3分の3以下、自己啓発等休業をした期間についてはその期間の100分の100以下（大学等における修学のための休業であつて職員としての職務に特に有用であると認められる休業期間以外の期間については100分の50以下）に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、号給を調整することができる。

四 職員が育児時間又は介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第33条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第32条に規定する勤務1時間あたりの給与額を減額して給与を支給する。

五 前4号に規定するもののほか、育児休業等、介護休業等又は自己啓発等休業の給与について必要な事項は、別に定めるものとする。

（勤務1時間あたりの給与額の算出）

第32条 第21条及び第22条に規定する勤務1時間あたりの給与額は、本給の月額並びにこれに対する地域手当の月額、管理職手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額をその年度の日数から休日の日数を差し引いた日数に7.75を乗じたもので除して得た額とする。

2 前項の本給の月額とは、第13条の規定による本給の調整額が含まれた額をいい、規定により本給を減ぜられているときでも、本来受けるべき本給の月額とする。

3 第1項の地域手当の月額とは、前項の本給の月額に地域手当の支給割合を乗じて得た額をいう。

（給与の減額）

第33条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があつた場合を除き、前条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定により減額すべき給与額は、その給与期間の分の本給に対する額及び地域手当に対応する額を、別に定めるところにより計算し、それぞれその次の給与期間以降の本給及び地域手当から差し引く。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、本給及び地域手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。

3 第1項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤、学長の許可を受けた短期労働組合専従、育児時間又は介護部分休業の時間数の合計である。なお、合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、切り捨てる。

（本給の半減）

第34条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷若しくは疾病（業務上及び通勤による負傷若しくは疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（別に定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。

2 前項に規定するもののほか、本給の半減について必要な事項は、別に定めるものとする。

(日割計算)

第35条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇格等により、本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の場合であって、その月の初日から又は末日まで支給する以外のときは、その給与額は、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割計算によって計算するものとする。

5 前4項の規定は、第15条に規定する管理職手当、第16条に規定する地域手当の支給について準用する。

(端数の処理)

第36条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定に係わらず第21条及び第22条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当及び休日給又は第31条及び第33条に規定する勤務時間1時間あたりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(給与の支払)

第37条 この規程に基づく給与は、現金で直接職員に支払うものとする。ただし、法令その他の規則等に基づき職員の給与から控除すべき額がある場合には、その職員に支払うべき給与から控除して支払うものとする。

2 職員が給与の全部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

3 前2項に規定するもののほか、給与の支払について必要な事項は、別に定めるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第38条 この規程の実施について必要な事項は、学長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(本給表)

2 この規程第1条に規定する職員のうち、施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第6条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた職員(以下「承継職員」という。)の施行日における第5条第2項に規定する本給表は、行政職俸給表については一般職本給表を、教育職俸給表については教育研究職本給表を、医療職俸給表については看護職本給表を、指定職俸給表については指定職本給表を、それぞれ適用する。

(本給月額)

3 前項の適用を受ける職員の施行日における本給については、当該職員が施行日の前日に受けていた級号俸と同一とする。ただし、昇格、降格、昇給又は他の本給表を適用することとなる職員については、給与法及び人事院規則 9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定により施行日の前日に受けていた号俸を受けるに至った時を基礎とし本給を決定する。

（昇給停止に関する経過措置）

4 承継職員のうち、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成10年法律第120号）附則第11項から第13項までの適用を受けている職員の昇給については、第12条第3号の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、別に定めるところにより、昇給させることができる。

（地域手当の異動保障）

5 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の7の適用を受けていた職員の施行日以後における地域手当の支給については、給与法第11条の7が適用された日から3年を経過するまでの間、第16条の規定を準用し支給する。

（扶養手当等）

6 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条に規定する扶養手当、同法第11条の9に規定する住居手当、同法第12条に規定する通勤手当及び同法第12条の2に規定する単身赴任手当の支給を受けていた職員の施行日における第14条に規定する扶養手当、第17条に規定する住居手当、第18条に規定する通勤手当及び第21条に規定する単身赴任手当の支給については、別に支給要件等に異動がない限り、従前のおりとする。

（退職者の給与）

7 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第23条に規定する退職者の給与の適用を受けていた職員の施行日における第30条に規定する退職者の給与については、従前のおりとする。

（育児休業等の給与）

8 承継職員のうち、施行日の前日において国家 公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条第1項の承認を受けて育児休業をしている職員の施行日における第31条に規定する育児休業等の給与については、従前のおりとする。

附 則 （平成17年11月15日規程第5号）

（施行期日）

1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

（職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え等）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において別表1から別表4までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の施行日における本給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定めるものとする。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は本給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が

施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

附 則 （平成18年3月7日規程第16号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
（特定の職務の級の切替え）
- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第一に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
（号給の切替え）
- 3 切替日の前日において給与規程別表第1から別表第4までの本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項及び第6項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（別に定める職員にあつては、別に定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。
- 4 第2項後段の規定により新級を決定される職員（第6項に規定する職員を除く。）の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給とする。
- 5 切替日の前日において指定職本給表の適用を受けていた職員の新号給は、旧号給に対応する附則別表第4の新号給欄に定める号給とする。
（職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え）
- 6 切替日の前日において給与規程別表第1から別表第4までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における号給又は本給月額は別に定める。
（切替日前の異動者の号給の調整）
- 7 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合と権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（職員が受けていた号給等の基礎）
- 8 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は本給月額は、改正前の給与規程及びこれに基づく細則の規定に従って定められたものでなければならない。
（本給の切替えに伴う経過措置）
- 9 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
- 10 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められると

きは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。

- 11 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。
- 12 第9項から第11項の規定による本給を支給される職員に関する給与規程第13条第2項、第15条第2項、第27条第2項の規定の適用については、給与規程第13条第2項及び第27条第2項中「本給月額」とあるのは「本給月額と附則第9項から第11項の規定による本給の額との合計額」と、給与規程第15条第2項中「調整前の本給月額」とあるのは「調整前の本給月額と附則第9項から第11項の規定による本給の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例)

- 13 平成22年3月31日までの間における給与規程の適用については、以下のとおりとする。
- 一 第12条第2項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」とする。
- 二 第12条第3項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」、「2号給」とあるのは「1号給」とする。

(平成19年3月31日までの間における地域手当の支給割合)

- 14 平成19年3月31日までの間における第16条第2項の適用については、同条第一号中「100分の12」とあるのは「100分の11」と、同条第2号中「100分の10」とあるのは「100分の4」とする。

附則別表第1 職務の級の切替表(附則第2項関係)

本給表	旧級	新級
一般職本給表(一)	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
		10級
一般職本給表(二)	3級	
	4級	3級
	5級	4級

	6 級	5 級
教育研究職本給表	5 級	5 級
		6 級

附則別表第2 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表（附則第3項関係）

イ 一般職本給表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級 経過期間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上 9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上 9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上 9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上 9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上 6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上 9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上 6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上 9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上 6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上 9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上 6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上 9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8

旧号給	経過期間	旧級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
8	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上 6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上 9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上 6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上 9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上 6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上 9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上 6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上 9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上 6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上 9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上 6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上 9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上 6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上 9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上 6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上 9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上 6月未満		86	66	57	70	57	54	50	46	

旧号給	経過期間	旧級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
17	6月以上 9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上 6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上 9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上 6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上 9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上 6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上 9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上 6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上 9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上 6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上 9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上 6月未満			90	67	94	82				
	6月以上 9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上 6月未満			94	70	98	86				
	6月以上 9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上 6月未満			98	73	102					
	6月以上 9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					

旧号給	旧級 経過期間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上 6月未満			102	75	106					
	6月以上 9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上 6月未満			106	78						
	6月以上 9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上 6月未満			110	82						
	6月以上 9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未満			113							
	3月以上 6月未満			114							
	6月以上 9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上 6月未満			118							
	6月以上 9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上 6月未満			122							
	6月以上 9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上 6月未満			125							
	6月以上 9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

ロ 一般職本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上 6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上 9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上 6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上 9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上 6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上 9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上 6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上 9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上 6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上 9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上 6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上 9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上 6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上 9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上 6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上 9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上 6月未満	30	30	26	38	18	14

旧号給	旧級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間							
9	6月以上 9月未満		31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満		32	32	28	40	20	16
	12月以上		33	33	29	41	21	17
10	3月未満		33	33	29	41	21	17
	3月以上 6月未満		34	34	30	42	22	18
	6月以上 9月未満		35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満		36	36	32	44	24	20
	12月以上		37	37	33	45	25	21
11	3月未満		37	37	33	45	25	21
	3月以上 6月未満		38	38	34	46	26	22
	6月以上 9月未満		39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満		40	40	36	48	28	24
	12月以上		41	41	37	49	29	25
12	3月未満		41	41	37	49	29	25
	3月以上 6月未満		42	42	38	50	30	26
	6月以上 9月未満		43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未満		44	44	40	52	32	28
	12月以上		45	45	41	53	33	29
13	3月未満		45	45	41	53	33	29
	3月以上 6月未満		46	46	42	54	34	30
	6月以上 9月未満		47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未満		48	48	44	56	36	32
	12月以上		49	49	45	57	37	33
14	3月未満		49	49	45	57	37	33
	3月以上 6月未満		50	50	46	58	38	34
	6月以上 9月未満		51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未満		52	52	48	60	40	36
	12月以上		53	53	49	61	41	37
15	3月未満		53	53	49	61	41	37
	3月以上 6月未満		54	54	50	62	42	38
	6月以上 9月未満		55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未満		56	56	52	64	44	40
	12月以上		57	57	53	65	45	41
16	3月未満		57	57	53	65	45	41
	3月以上 6月未満		58	58	54	66	46	42
	6月以上 9月未満		59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未満		60	60	56	68	48	44
	12月以上		61	61	57	69	49	45
17	3月未満		61	61	57	69	49	45
	3月以上 6月未満		62	62	58	70	50	46
	6月以上 9月未満		63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未満		64	64	60	72	52	48
	12月以上		65	65	61	73	53	49

旧号給	旧級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間						
18	3月未満	65	65	61	73	53	49
	3月以上 6月未満	66	66	62	74	54	50
	6月以上 9月未満	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未満	69	69	65	77	57	53
	3月以上 6月未満	70	70	65	78	58	54
	6月以上 9月未満	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未満	73	73	67	81	61	57
	3月以上 6月未満	74	74	67	82	62	58
	6月以上 9月未満	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未満	77	77	69	85	65	61
	3月以上 6月未満	78	78	70	86	66	62
	6月以上 9月未満	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未満	81	81	73	89	69	65
	3月以上 6月未満	82	82	73	90	70	66
	6月以上 9月未満	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未満	85	85	75	93	73	69
	3月以上 6月未満	86	86	75	94	74	69
	6月以上 9月未満	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未満	89	89	77	97	77	
	3月以上 6月未満	90	90	77	98	78	
	6月以上 9月未満	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未満	93	93	79	101	81	
	3月以上 6月未満	94	94	79	102	82	
	6月以上 9月未満	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未満	97	97	81	105	85	
	3月以上 6月未満	98	98	82	106	86	

旧号給	旧級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間							
26	6月以上 9月未滿		99	99	83	107	87	
	9月以上12月未滿		100	100	84	108	88	
	12月以上		101	101	85	109	89	
27	3月未滿		101	101	85	109	89	
	3月以上 6月未滿		102	102	85	110	90	
	6月以上 9月未滿		103	103	86	111	91	
	9月以上12月未滿		104	104	86	112	92	
	12月以上		105	105	87	113	93	
28	3月未滿		105	105	87	113		
	3月以上 6月未滿		106	106	87	114		
	6月以上 9月未滿		107	107	88	115		
	9月以上12月未滿		108	108	88	116		
	12月以上		109	109	89	117		
29	3月未滿		109	109	89	117		
	3月以上 6月未滿		110	110	90	118		
	6月以上 9月未滿		111	111	91	119		
	9月以上12月未滿		112	112	92	120		
	12月以上		113	113	93	121		
30	3月未滿		113	113	93	121		
	3月以上 6月未滿		114	114	93	122		
	6月以上 9月未滿		115	115	94	123		
	9月以上12月未滿		116	116	94	124		
	12月以上		117	117	95	125		
31	3月未滿		117	117	95	125		
	3月以上 6月未滿		118	118	95	126		
	6月以上 9月未滿		119	119	96	127		
	9月以上12月未滿		120	120	96	128		
	12月以上		121	121	97	129		
32	3月未滿		121	121				
	3月以上 6月未滿		121	122				
	6月以上 9月未滿		121	123				
	9月以上12月未滿		121	124				
	12月以上		121	125				
33	3月未滿			125				
	3月以上 6月未滿			126				
	6月以上 9月未滿			127				
	9月以上12月未滿			128				
	12月以上			129				

ハ 教育職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満			1	1	1	1
	3月以上 6月未満			1	1	1	1
	6月以上 9月未満			1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	2	2	2	1	1	1
	6月以上 9月未満	3	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1
	3月以上 6月未満	6	6	6	1	1	1
	6月以上 9月未満	7	7	7	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	1	1	1
	3月以上 6月未満	10	10	10	2	1	1
	6月以上 9月未満	11	11	11	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	4	1	1
	12月以上	13	13	13	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	5	1	1
	3月以上 6月未満	14	14	14	6	1	1
	6月以上 9月未満	15	15	15	7	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	8	1	1
	12月以上	17	17	17	9	1	1
6	3月未満	17	17	17	9	1	1
	3月以上 6月未満	18	18	18	10	2	1
	6月以上 9月未満	19	19	19	11	3	1
	9月以上12月未満	20	20	20	12	4	1
	12月以上	21	21	21	13	5	1
7	3月未満	21	21	21	13	5	1
	3月以上 6月未満	22	22	22	14	6	1
	6月以上 9月未満	23	23	23	15	7	1
	9月以上12月未満	24	24	24	16	8	1
	12月以上	25	25	25	17	9	1
8	3月未満	25	25	25	17	9	1
	3月以上 6月未満	26	26	26	18	10	1
	6月以上 9月未満	27	27	27	19	11	1
	9月以上12月未満	28	28	28	20	12	1
	12月以上	29	29	29	21	13	1
9	3月未満	29	29	29	21	13	1
	3月以上 6月未満	30	30	30	22	14	1

旧号給	旧級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間						
9	6月以上 9月未満	31	31	31	23	15	1
	9月以上12月未満	32	32	32	24	16	1
	12月以上	33	33	33	25	17	1
10	3月未満	33	33	33	25	17	1
	3月以上 6月未満	34	34	34	26	18	1
	6月以上 9月未満	35	35	35	27	19	1
	9月以上12月未満	36	36	36	28	20	1
	12月以上	37	37	37	29	21	1
11	3月未満	37	37	37	29	21	1
	3月以上 6月未満	38	38	38	30	22	1
	6月以上 9月未満	39	39	39	31	23	1
	9月以上12月未満	40	40	40	32	24	1
	12月以上	41	41	41	33	25	1
12	3月未満	41	41	41	33	25	1
	3月以上 6月未満	42	42	42	34	26	1
	6月以上 9月未満	43	43	43	35	27	1
	9月以上12月未満	44	44	44	36	28	1
	12月以上	45	45	45	37	29	1
13	3月未満	45	45	45	37	29	1
	3月以上 6月未満	46	46	46	38	30	1
	6月以上 9月未満	47	47	47	39	31	1
	9月以上12月未満	48	48	48	40	32	1
	12月以上	49	49	49	41	33	1
14	3月未満	49	49	49	41	33	1
	3月以上 6月未満	50	50	50	42	34	1
	6月以上 9月未満	51	51	51	43	35	1
	9月以上12月未満	52	52	52	44	36	1
	12月以上	53	53	53	45	37	1
15	3月未満	53	53	53	45	37	1
	3月以上 6月未満	54	54	54	46	38	1
	6月以上 9月未満	55	55	55	47	39	1
	9月以上12月未満	56	56	56	48	40	1
	12月以上	57	57	57	49	41	1
16	3月未満	57	57	57	49	41	1
	3月以上 6月未満	58	58	58	50	42	1
	6月以上 9月未満	59	59	59	51	43	1
	9月以上12月未満	60	60	60	52	44	1
	12月以上	61	61	61	53	45	1
17	3月未満	61	61	61	53	45	1
	3月以上 6月未満	62	62	62	54	46	1
	6月以上 9月未満	63	63	63	55	47	1
	9月以上12月未満	64	64	64	56	48	1
	12月以上	65	65	65	57	49	1

旧号給	経過期間	旧級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
18	3月未満	65	65	65	57	49	1
	3月以上 6月未満	66	66	66	58	50	1
	6月以上 9月未満	67	67	67	59	51	1
	9月以上12月未満	68	68	68	60	52	1
	12月以上	69	69	69	61	53	1
19	3月未満	69	69	69	61	53	1
	3月以上 6月未満	70	70	70	62	54	1
	6月以上 9月未満	71	71	71	63	55	1
	9月以上12月未満	72	72	72	64	56	1
	12月以上	73	73	73	65	57	1
20	3月未満	73	73	73	65	57	1
	3月以上 6月未満	74	74	74	66	58	2
	6月以上 9月未満	75	75	75	67	59	3
	9月以上12月未満	76	76	76	68	60	4
	12月以上	77	77	77	69	61	5
21	3月未満	77	77	77	69	61	5
	3月以上 6月未満	78	78	78	70	62	6
	6月以上 9月未満	79	79	79	71	63	7
	9月以上12月未満	80	80	80	72	64	8
	12月以上	81	81	81	73	65	9
22	3月未満	81	81	81	73	65	9
	3月以上 6月未満	82	82	82	74	66	9
	6月以上 9月未満	83	83	83	75	67	10
	9月以上12月未満	84	84	84	76	68	10
	12月以上	85	85	85	77	69	11
23	3月未満	85	85	85	77	69	11
	3月以上 6月未満	86	86	86	78	70	11
	6月以上 9月未満	87	87	87	79	71	12
	9月以上12月未満	88	88	88	80	72	12
	12月以上	89	89	89	81	73	13
24	3月未満	89	89	89	81		
	3月以上 6月未満	90	90	90	82		
	6月以上 9月未満	91	91	91	83		
	9月以上12月未満	92	92	92	84		
	12月以上	93	93	93	85		
25	3月未満	93	93	93	85		
	3月以上 6月未満	94	94	94	86		
	6月以上 9月未満	95	95	95	87		
	9月以上12月未満	96	96	96	88		
	12月以上	97	97	97	89		
26	3月未満	97	97	97	89		
	3月以上 6月未満	98	98	98	90		
	6月以上 9月未満	99	99	99	91		

旧号給	旧級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間							
26	9月以上12月未満		100	100	100	92		
	12月以上		101	101	101	93		
27	3月未満		101	101	101			
	3月以上 6月未満		102	102	102			
	6月以上 9月未満		103	103	103			
	9月以上12月未満		104	104	104			
	12月以上		105	105	105			
28	3月未満		105	105	105			
	3月以上 6月未満		106	106	106			
	6月以上 9月未満		107	107	107			
	9月以上12月未満		108	108	108			
	12月以上		109	109	109			
29	3月未満		109	109				
	3月以上 6月未満		110	110				
	6月以上 9月未満		111	111				
	9月以上12月未満		112	112				
	12月以上		113	113				
30	3月未満		113	113				
	3月以上 6月未満		114	114				
	6月以上 9月未満		115	115				
	9月以上12月未満		116	116				
	12月以上		117	117				
31	3月未満		117	117				
	3月以上 6月未満		118	118				
	6月以上 9月未満		119	119				
	9月以上12月未満		120	120				
	12月以上		121	121				
32	3月未満		121	121				
	3月以上 6月未満		122	122				
	6月以上 9月未満		123	123				
	9月以上12月未満		124	124				
	12月以上		125	125				
33	3月未満		125	125				
	3月以上 6月未満		126	126				
	6月以上 9月未満		127	127				
	9月以上12月未満		128	128				
	12月以上		129	129				
34	3月未満		129	129				
	3月以上 6月未満		130	130				
	6月以上 9月未満		131	131				
	9月以上12月未満		132	132				
	12月以上		133	133				

旧号給	経過期間	旧級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
35	3月未満	133					
	3月以上 6月未満	134					
	6月以上 9月未満	135					
	9月以上12月未満	136					
	12月以上	137					
36	3月未満	137					
	3月以上 6月未満	138					
	6月以上 9月未満	139					
	9月以上12月未満	140					
	12月以上	141					
37	3月未満	141					
	3月以上 6月未満	142					
	6月以上 9月未満	143					
	9月以上12月未満	144					
	12月以上	145					
38	3月未満	145					
	3月以上 6月未満	146					
	6月以上 9月未満	147					
	9月以上12月未満	148					
	12月以上	149					

ニ 看護職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上 9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上 9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上 9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上 6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上 9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上 6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上 9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上 6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上 9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上 6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上 9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上 6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上 9月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上 6月未満	30	30	30	26	22	18	14

旧号給	旧級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	経過期間								
9	6月以上 9月未満		31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満		32	32	32	28	24	20	16
	12月以上		33	33	33	29	25	21	17
10	3月未満		33	33	33	29	25	21	17
	3月以上 6月未満		34	34	34	30	26	22	18
	6月以上 9月未満		35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満		36	36	36	32	28	24	20
	12月以上		37	37	37	33	29	25	21
11	3月未満		37	37	37	33	29	25	21
	3月以上 6月未満		38	38	38	34	30	26	22
	6月以上 9月未満		39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満		40	40	40	36	32	28	24
	12月以上		41	41	41	37	33	29	25
12	3月未満		41	41	41	37	33	29	25
	3月以上 6月未満		42	42	42	38	34	30	26
	6月以上 9月未満		43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満		44	44	44	40	36	32	28
	12月以上		45	45	45	41	37	33	29
13	3月未満		45	45	45	41	37	33	29
	3月以上 6月未満		46	46	46	42	38	34	30
	6月以上 9月未満		47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満		48	48	48	44	40	36	32
	12月以上		49	49	49	45	41	37	33
14	3月未満		49	49	49	45	41	37	33
	3月以上 6月未満		50	50	50	46	42	38	34
	6月以上 9月未満		51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満		52	52	52	48	44	40	36
	12月以上		53	53	53	49	45	41	37
15	3月未満		53	53	53	49	45	41	37
	3月以上 6月未満		54	54	54	50	46	42	38
	6月以上 9月未満		55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未満		56	56	56	52	48	44	40
	12月以上		57	57	57	53	49	45	41
16	3月未満		57	57	57	53	49	45	41
	3月以上 6月未満		58	58	58	54	50	46	42
	6月以上 9月未満		59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未満		60	60	60	56	52	48	44
	12月以上		61	61	61	57	53	49	45
17	3月未満		61	61	61	57	53	49	45
	3月以上 6月未満		62	62	62	58	54	50	46
	6月以上 9月未満		63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未満		64	64	64	60	56	52	48
	12月以上		65	65	65	61	57	53	49

旧号給	旧級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	経過期間							
18	3月未満	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上 6月未満	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上 9月未満	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月未満	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上 6月未満	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上 9月未満	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3月未満	73	73	73	69	65	61	
	3月以上 6月未満	74	74	74	70	66	62	
	6月以上 9月未満	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未満	77	77	77	73	69	65	
	3月以上 6月未満	78	78	78	74	70	66	
	6月以上 9月未満	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	
22	3月未満	81	81	81	77	73	69	
	3月以上 6月未満	82	82	82	78	74	69	
	6月以上 9月未満	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	
23	3月未満	85	85	85	81	77		
	3月以上 6月未満	86	86	86	82	78		
	6月以上 9月未満	87	87	87	83	79		
	9月以上12月未満	88	88	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		
24	3月未満	89	89	89	85	81		
	3月以上 6月未満	90	90	90	86	82		
	6月以上 9月未満	91	91	91	87	83		
	9月以上12月未満	92	92	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		
25	3月未満	93	93	93	89			
	3月以上 6月未満	94	94	94	90			
	6月以上 9月未満	95	95	95	91			
	9月以上12月未満	96	96	96	92			
	12月以上	97	97	97	93			
26	3月未満	97	97	97	93			
	3月以上 6月未満	98	98	98	94			
	6月以上 9月未満	99	99	99	95			

旧号給	旧級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	経過期間							
26	9月以上12月未満	100	100	100	96			
	12月以上	101	101	101	97			
27	3月未満	101	101	101	97			
	3月以上 6月未満	102	102	102	98			
	6月以上 9月未満	103	103	103	99			
	9月以上12月未満	104	104	104	100			
	12月以上	105	105	105	101			
28	3月未満	105	105	105	101			
	3月以上 6月未満	106	106	106	102			
	6月以上 9月未満	107	107	107	103			
	9月以上12月未満	108	108	108	104			
	12月以上	109	109	109	105			
29	3月未満	109	109	109				
	3月以上 6月未満	110	110	110				
	6月以上 9月未満	111	111	111				
	9月以上12月未満	112	112	112				
	12月以上	113	113	113				
30	3月未満	113	113	113				
	3月以上 6月未満	114	114	114				
	6月以上 9月未満	115	115	115				
	9月以上12月未満	116	116	116				
	12月以上	117	117	117				
31	3月未満	117	117	117				
	3月以上 6月未満	118	118	118				
	6月以上 9月未満	119	119	119				
	9月以上12月未満	120	120	120				
	12月以上	121	121	121				
32	3月未満	121	121					
	3月以上 6月未満	122	122					
	6月以上 9月未満	123	123					
	9月以上12月未満	124	124					
	12月以上	125	125					
33	3月未満	125	125					
	3月以上 6月未満	126	126					
	6月以上 9月未満	127	127					
	9月以上12月未満	128	128					
	12月以上	129	129					
34	3月未満	129	129					
	3月以上 6月未満	130	130					
	6月以上 9月未満	131	131					
	9月以上12月未満	132	132					
	12月以上	133	133					

旧号給	経過期間	旧級						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
35	3月未満	133	133					
	3月以上 6月未満	134	134					
	6月以上 9月未満	135	135					
	9月以上12月未満	136	136					
	12月以上	137	137					
36	3月未満	137	137					
	3月以上 6月未満	138	138					
	6月以上 9月未満	139	139					
	9月以上12月未満	140	140					
	12月以上	141	141					
37	3月未満	141	141					
	3月以上 6月未満	142	142					
	6月以上 9月未満	143	143					
	9月以上12月未満	144	144					
	12月以上	145	145					
38	3月未満	145	145					
	3月以上 6月未満	146	146					
	6月以上 9月未満	147	147					
	9月以上12月未満	148	148					
	12月以上	149	149					
39	3月未満	149						
	3月以上 6月未満	150						
	6月以上 9月未満	151						
	9月以上12月未満	152						
	12月以上	153						
40	3月未満	153						
	3月以上 6月未満	154						
	6月以上 9月未満	155						
	9月以上12月未満	156						
	12月以上	157						
41	3月未満	157						
	3月以上 6月未満	158						
	6月以上 9月未満	159						
	9月以上12月未満	160						
	12月以上	161						

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号給の切替表（附則第4項関係）

イ 旧級が一般職本給表（一）の11級である職員の新号給

旧号給	新級		
	経過期間	9級	10級
1	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	2	1
	6月以上 9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上 6月未満	6	1
	6月以上 9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1

旧号給	新級		9 級	1 0 級
	経過期間			
8	12月以上		9	1
9	3月未満		9	1
	3月以上 6月未満		10	1
	6月以上 9月未満		11	1
	9月以上12月未満		12	1
	12月以上		13	1
10	3月未満		13	1
	3月以上 6月未満		14	1
	6月以上 9月未満		15	1
	9月以上12月未満		16	1
	12月以上		17	1
11	3月未満		17	1
	3月以上 6月未満		18	1
	6月以上 9月未満		19	1
	9月以上12月未満		20	1
	12月以上		21	1
12	3月未満		21	1
	3月以上 6月未満		22	2
	6月以上 9月未満		23	3
	9月以上12月未満		24	4
	12月以上		25	5
13	3月未満		25	5
	3月以上 6月未満		26	6
	6月以上 9月未満		27	7
	9月以上12月未満		28	8
	12月以上		29	9
14	3月未満		29	9
	3月以上 6月未満		30	10
	6月以上 9月未満		31	11
	9月以上12月未満		32	12
	12月以上		33	13
15	3月未満		33	13
	3月以上 6月未満		34	13
	6月以上 9月未満		35	13
	9月以上12月未満		36	14
	12月以上		37	14

附則別表第4 指定職本給表の適用を受ける職員の号給の切替表（附則第5項関係）

旧号給	新号給
1から3まで	1
4	2
5	3
6	4
7	5
8	6
9	7
10	8
11	9

附則（平成18年9月6日規程第19号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年9月6日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 平成18年4月1日から施行日の前日までに第33条及び第35条の適用を受けた職員で、改正後の規定を適用した場合に不利となる職員については、改正前の規定を適用する。

附則（平成19年3月19日規程第52号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
（平成20年3月31日までの間における地域手当の支給割合）
- 2 平成20年3月31日までの間における第16条第2項の適用については、「100分の10」とあるのは「100分の5」とする。

附則（平成19年12月4日規程第16号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年12月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第26条の規定については平成19年12月1日より適用する。
（平成20年3月31日までの間における地域手当の支給割合）
- 2 平成20年3月31日までの間における第16条第2項の適用については、「100分の10」とあるのは「100分の5.5」とする。

附則（平成20年3月25日規程第17号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
（平成21年3月31日までの間における地域手当の支給割合）
- 2 平成21年3月31日までの間における第16条第2項の適用については、「100分

の10」とあるのは「100分の7」とする。

附 則 （平成21年3月3日規程第85号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 （平成21年6月23日規程第5号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年6月23日から施行し、平成21年6月1日から適用する。
（平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例）
- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第25条第2項及び第26条第2項の規定の適用については、第25条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第26条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

附 則 （平成21年11月24日規程第11号）

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 削除

附 則 （平成22年3月19日規程第64号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 （平成22年7月21日規程第82号）

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 （平成22年11月30日規程第100号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
（本給の差額支給を受ける職員の取扱い）
- 2 本規程（平成21年12月1日施行）附則第2項を次のとおり改正する。
 - 2 削除
- 3 本規程（平成18年4月1日施行）附則第9項の適用については、同項中「本給月額に」とあるのは「本給月額（次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に」と、「相当する額を」とあるのは「相当する額（本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を」とし、同項に次の各号を加える。
 - 一 適用される本給表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員 100分の99.59

本給表	職務の級	号給
一般職本給表(一)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで

	3級	1号給から8号給まで
一般職本給表(二)	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで
教育研究職本給表	1級	1号給から44号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで
看護職本給表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで

二 指定職本給表の適用を受ける職員 100分の99.44

三 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.83

(特定職員についての特例)

4 当分の間、職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号級がその職務の級における最低の号給でない者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 本給月額 当該特定職員の本給月額（当該特定職員が第34条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額（当該特定職員が同条の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の本給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、第6項及び第7項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額（以下この項及び第6項において「本給月額減額基礎額」という。））

二 地域手当 当該特定職員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

三 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額（別に定める職員にあっては、役職段階別加算額、さらに管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員にあっては、管理職加算額を加算した額。）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第25条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員

が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額合計額（別に定める職員にあっては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額合計額に、当該合計額に別に定める割合を乗じて得た額、さらに管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員にあっては、本給月額減額基礎額に別に定める割合を乗じて得た額を加算した額。）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

四 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当の月額合計額（別に定める職員にあっては、役職段階別加算額、さらに管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員にあっては、管理職加算額を加算した額。以下「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第26条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額合計額（別に定める職員にあっては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額に、当該合計額に別に定める割合を乗じて得た額、さらに管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員にあっては、本給月額減額基礎額に別に定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第26条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

五 第30条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第30条第1項 前各号に定める額

ロ 第30条第2項 第1号、第2号及び第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第30条第3項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与にかかる割合を乗じて得た額

ニ 第30条第4項又は第6項 第1号、第2号及び第3号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与にかかる割合を乗じて得た額

本給表	職務の級
一般職本給表(一)	6級
教育研究職本給表	5級
看護職本給表	6級

5 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

6 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第21条から第22条まで及び第33条に規定する勤務1時間あたりの給与額は、第32条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する地域手当

の月額合計額に12を乗じ、その額をその年度の日数から休日の日数を差し引いた日数に7.75を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額に12を乗じ、その額をその年度の日数から休日の日数を差し引いた日数に7.75を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

7 附則第4項の規定が適用される間、第26条第1項第2号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号イに掲げる職員で附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975（特定管理職員にあつては100分の1.275）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65（特定管理職員にあつては100分の85）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

8 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する国立大学法人電気通信大学職員育児休業規程第30条の適用については、同条中「給与規程に規定する勤務1時間あたりの給与」の額は、附則第6項の規定による額とする。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

9 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則4項の規定に適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則 （平成23年3月29日規程第128号）

（施行期日）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（平成23年4月1日における号給の調整）

2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職本給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において第12条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

3 国立大学法人電気通信大学職員育児休業等規程（以下「育児休業等規程」という。）第18条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の本給月額、当該号給に応じた額に、育児休業等規程第24条の規定により読み替えられた勤務時間規程第2条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則 （平成23年7月20日規程第25号）

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附 則 （平成24年3月30日規程第80号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
(本給の差額支給を受ける職員の取扱い)
- 2 本規程(平成18年4月1日施行)附則第9項の適用については、同項中「本給月額に」とあるのは「本給月額(次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)」に」とし、「には」の後に「、平成26年3月31日までの間」を加え、「相当する額を」とあるのは「相当する額(本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。))にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を」とし、同項に次の各号を加える。
 - 一 適用される本給表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員 100分の99.1

本給表	職務の級	号給
一般職本給表(一)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
一般職本給表(二)	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで
教育研究職本給表	1級	1号給から44号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで
看護職本給表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで

- 二 指定職本給表の適用を受ける職員 100分の98.94
- 三 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34
(号給調整)
- 3 平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日において、人事院が別に定める年齢に満たない職員については、人事院規則に準じ、この日における号給を1号給(特に調整の必要のある場合には、2号給)上位の号給とする。

附 則 (平成24年6月26日規程第103号)
(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年7月1日から施行する。
(特例期間における給与減額措置について)
- 2 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)

においては、第5条第2項各号に掲げる本給表の適用を受ける職員に対する本給月額（本規程（平成18年4月1日施行）附則第9項の規定による本給を含み、当該職員が第34条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた本給月額（本規程（平成18年4月1日施行）附則第9項の規定による本給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の本給表欄に掲げる本給表及び同表の職務の級欄に掲げる職務の級又は号給の区分に応じそれぞれ同表の割合欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本給表	職務の級	割合
一般職本給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
一般職本給表(二)	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
教育研究職本給表	2級以下	100分の4.77
	3級、4級	100分の7.77
	5級以上	100分の9.77
看護職本給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
指定職本給表	全ての号給	100分の9.77

3 特例期間においては、この規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 二 地域手当 当該職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 三 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 四 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 五 第30条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額
 - イ 第30条第1項 前項及び前各号に定める額
 - ロ 第30条第2項 前項並びに第二号及び第三号に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 第30条第3項 前項及び第二号に定める額に、同条第3項の規定により当該職

員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

- ニ 第30条第4項及び第6項 前項並びに第二号及び第三号に定める額に、同条第4項及び第6項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 4 特例期間においては、第32条の規定の適用については、同条中「本給の月額」とあるのは「本給の月額から本規程（平成24年7月1日施行）附則第2項に定める額に相当する額を減じた額」とし、「管理職手当の月額」とあるのは「管理職手当の月額から本規程（平成24年7月1日施行）附則第3項第一号に定める額に相当する額を減じた額」とする。
- 5 特例期間においては、本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第二号から第五号の規定の適用については、第2項中「、本給月額に」とあるのは「、本給月額から本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項第一号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第二号中「本給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「本給月額に対する地域手当の月額から本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項第二号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第三号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項第三号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第四号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項第四号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第五号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第二号及び第三号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第二号及び第三号」と、同号ハ中「前項及び第二号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び第二号」とする。

（端数計算）

- 6 この附則により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 （平成25年12月25日規程第20号）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 （平成26年3月25日規程第85号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
（本給の差額支給を受ける職員の取扱い）
- 2 本規程（平成18年4月1日施行）附則第9項の適用については、平成24年4月1日付附則第2項の規程にかかわらず、同項中「本給月額に」とあるのは「本給月額（次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に」とし、「相当する額を」とあるのは「相当する額（本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場

合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額を」とし、同項に次の各号を加える。

一 適用される本給表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員 100分の99.1

本給表	職務の級	号給
一般職本給表(一)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
一般職本給表(二)	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで
教育研究職本給表	1級	1号給から44号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで
看護職本給表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで

二 指定職本給表の適用を受ける職員 100分の98.94

三 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

附 則 (平成26年12月1日規程第19号)

(施行期日)

1 この規程は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、第26条及び附則第4項の規定については平成26年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

2 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例)

3 平成27年3月31日までの間における第12条第2項(育児休業等規程第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」とする。

(特定職員についての特例)

4 本規程(平成22年12月1日)附則第7項を次のとおり改正する。

附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2375(特定管理職員にあっては100分の1.5375)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の82.5(特定管理職員にあっては

100分の102.5)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則 (平成27年3月26日規程第66号)
(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員および別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(本給の切替えに伴う経過措置)
- 3 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における4月1日後に特定職員となった場合にあっては特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。ただし、切替日前日に本規程(平成18年4月1日施行)附則第9項が適用されている職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給に達しないこととなるものについては、当分の間、本給月額のほか、その差額に相当する額(特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における4月1日後に特定職員となった場合にあっては特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)については、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときには、当該職員には別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 5 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前二項の規定に準じて、本給を支給する。
- 6 第3項から第5項の規定による本給を支給される職員に関する給与規程第13条第2項、第15条第2項の規定の適用については、給与規程第13条第2項「本給月額」とあるのは「本給月額と附則第3項から第5項の規定による本給の額との合計額」と、給与規程第15条第2項中「調整前の本給月額」とあるのは「調整前の本給月額と附則第3項から第5項の規定による本給の額との合計額」とする。
(平成28年3月31日までの間における地域手当の支給割合)
- 7 平成28年3月31日までの間における第16条第2項の適用については、同項中「100分の16」とあるのは「100分の13」とする。

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)

- 8 平成30年3月31日までの間における第19条第2項の適用については、「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。

(特定職員についての特例)

- 9 本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項中、「当分の間」とあるのは「平成30年3月31日までの間」とする。ただし、切替日前日に本規程(平成18年4月1日施行)附則第9項が適用されている職員を除く。
- 10 本規程(平成26年12月1日施行)附則第4項を次のとおり改正する。

本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.125(特定管理職員にあっては100分の1.425)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の75(特定管理職員にあっては100分の95)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則 (平成27年9月29日規程第7号)

この規程は、平成27年10月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月23日規程第123号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(平成28年3月31日までの間における地域手当の支給割合)

- 2 本規程(平成27年4月1日施行)附則第7項を次のとおり改正する。

平成28年3月31日までの間における第16条第2項の適用については、同項中「100分の16」とあるのは「100分の15」とする。

(特定職員についての特例)

- 3 本規程(平成27年4月1日施行)附則第10項を次のとおり改正する。

本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合には100分の1.125(特定管理職員にあっては100分の100分の1.425)、12月に支給する場合には100分の1.275(特定管理職員にあっては100分の1.575)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合には100分の75(特定管理職員にあっては100分の95)、12月に支給する場合には100分の85(特定管理職員にあっては100分の105)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

(特定職員等に対する給与の支給等の特例)

- 4 本規程(平成27年4月1日施行)附則第3項に規定する特定職員であり、かつ、平成27年4月1日前に55歳に達した者であって、同項の規定による本給を支給される者(以下「経過措置額支給特定職員」という。)に対する平成27年4月1日から施行日の

属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この項から第7項まで（第6項を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の規定により支給されるべき額が、改正前の規定により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

一 本給（第30条第2項から第4項までおよび第6項の規定により支給する場合、第34条の規定により半額を減ずる場合又は第35条の規定により日割計算により支給する場合におけるものに限る。）

二 地域手当

三 超過勤務手当

四 休日給

五 期末手当

六 勤勉手当

5 経過措置額支給特定職員（第2項の適用を受ける職員を除く。）に対する平成27年4月1日から施行日の属する月の末日までの間に係る第33条の規定による給与の減額に当たっては、この項から第7項まで（第6項を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。この場合における第33条第2項に規定する本給に対応する額及び地域手当に対応する額は、それぞれ改正前の規定による額に相当する額とする。

6 平成27年4月1日から施行日の前日までの間において、平成27年改正国立大学法人電気通信大学職員給与規程附則第3項から第5項までの規定による本給支給細則（以下「平成27年改正本給支給細則」という。）第3条第1項第二号に掲げる場合に該当した職員に対する本規程（平成27年4月1日施行）附則第4項又は第5項の規定による本給については、平成27年改正本給支給細則第3条又は第4条の規定にかかわらず、平成27年改正本給支給細則第3条第1項第2号中「対応する本給月額に」とあるのは「対応する本給月額（同日が給与規程（平成28年3月1日施行）の施行日より前であるときは改正前の給与規程の規定による本給月額。以下この号において同じ。）に」と、「当該降格後に受けることとなる号給」とあるのは、「当該降格後に受けることとなる号給（当該降格をした日が給与規程（平成28年3月1日施行）の施行日より前であるときは、初任給等細則（平成28年3月1日施行）の改正前の初任給等細則の規定による号給）」と読み替えて、平成27年改正本給支給細則の規定を適用した場合の本規程（平成27年4月1日施行）附則第3項から第5項までの規定による本給の額に相当する額を、同附則第4項または第5項の規定による本給として支給する。

7 平成27年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の規定による本給月額から、本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項第一号に定める額に相当する額を減じた額と本規程（平成27年4月1日施行）附則第3項から第5項までの規定による本給の額との合計額（第34条の規定の適用を受ける職員にあっては同条の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）が、改正前の規定に

よる本給月額から、本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項第一号に定める額に相当する額を減じた額と本規程（平成27年4月1日施行）附則第3項から第5項までの規定による本給の額との合計額（第34条の規定の適用を受ける職員にあっては同条の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）に達しないときにおける平成27年改正本給支給細則第5条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。ただし、経過措置額支給特定職員に対して支給される第4項各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第33条の規定による給与の減額の額の算定の基礎になる場合における本規程（平成27年4月1日施行）附則第3項から第5項までの規定による本給については適用しない。

附 則 （平成28年3月23日規程第125号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
（本規程（平成27年4月1日施行）附則第8項の取扱いについて）
- 2 この規程の施行日以降において、本規程（平成27年4月1日施行）附則第8項の規定については、適用しないものとする。
（特定職員についての特例）
- 3 本規程（平成27年4月1日施行）附則第10項を次のとおり改正する。
本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2（特定管理職員にあっては100分の1.5）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合において、勤勉手当減額基礎額に100分の80（特定管理職員にあっては100分の100）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則 （平成28年12月1日規程第42号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、第26条の規定については平成28年12月1日から適用する。
（特定職員についての特例）
- 2 本規程（平成28年4月1日）附則第3項を次のとおり改正する。
本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.35（特定管理職員にあっては100分の1.65）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合において、勤勉手当減額基礎額に100分の90（特定管理職員にあっては100分の110）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
（特定職員等に対する給与の支給等の特例）
- 3 本規程（平成27年4月1日施行）附則第3項に規定する特定職員であり、かつ、平成

28年4月1日前に55歳に達した者であって、同項の規定による本給を支給される者（以下「経過措置額支給特定職員」という。）に対する平成28年4月1日から施行日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この項から第6項まで（第5項を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の規定により支給されるべき額が、改正前の規定により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

一 本給（第30条第2項から第4項までおよび第6項の規定により支給する場合、第34条の規定により半額を減ずる場合又は第35条の規定により日割計算により支給する場合におけるものに限る。）

二 地域手当

三 超過勤務手当

四 休日給

五 期末手当

六 勤勉手当

4 経過措置額支給特定職員（第2項の適用を受ける職員を除く。）に対する平成28年4月1日から施行日の属する月の末日までの間に係る第33条の規定による給与の減額に当たっては、この項から第6項まで（次項を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。この場合における第33条第2項に規定する本給に対応する額及び地域手当に対応する額は、それぞれ改正前の規定による額に相当する額とする。

5 平成28年4月1日から施行日の前日までの間において、平成27年改正国立大学法人電気通信大学職員給与規程附則第3項から第5項までの規定による本給支給細則（以下「平成27年改正本給支給細則」という。）第3条第1項第二号に掲げる場合に該当した職員に対する本規程（平成27年4月1日施行）附則第4項又は第5項の規定による本給については、平成27年改正本給支給細則第3条又は第4条の規定にかかわらず、平成27年改正本給支給細則第3条第1項第2号中「対応する本給月額に」とあるのは「対応する本給月額（同日が給与規程（平成28年12月1日施行）の施行日より前であるときは改正前の給与規程の規定による本給月額。以下この号において同じ。）に」と、「当該降格後に受けることとなる号給」とあるのは、「当該降格後に受けることとなる号給（当該降格をした日が給与規程（平成28年12月1日施行）の施行日より前であるときは、初任給等細則（平成28年12月1日施行）の改正前の初任給等細則の規定による号給）」と読み替えて、平成27年改正本給支給細則の規定を適用した場合の本規程（平成27年4月1日施行）附則第3項から第5項までの規定による本給の額に相当する額を、同附則第4項または第5項の規定による本給として支給する。

6 平成28年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の規定による本給月額から、本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項第一号に定める額に相当する額を減じた額と本規程（平成27年4月1日施行）附則第3項から第5項までの規定による本給の額との合計額（第34条の規定の適用を受け

る職員にあっては同条の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。)が、改正前の規定による本給月額から、本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項第一号に定める額に相当する額を減じた額と本規程(平成27年4月1日施行)附則第3項から第5項までの規定による本給の額との合計額(第34条の規定の適用を受ける職員にあっては同条の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。)に達しないときにおける平成27年改正本給支給細則第5条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。ただし、経過措置額支給特定職員に対して支給される第4項各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第33条の規定による給与の減額の額の算定の基礎になる場合における本規程(平成27年4月1日施行)附則第3項から第5項までの規定による本給については、適用しない。

附 則 (平成28年12月27日規程第54号)
(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後のこの規程第31条第三号の規定は、この規程施行の日以後の介護休業の期間について適用し、同日前の介護休業の期間については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月22日規程第117号)
(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(特定職員についての特例)
- 2 本規程(平成28年12月1日施行)附則第2項を次のとおり改正する。
本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275(特定管理職員にあっては100分の1.575)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の85(特定管理職員にあっては100分の105)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。
(令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の第14条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、第14条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育研究職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(以下「一般職(一)8級職員等」という。))にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については一人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族

たる子」という。)については一人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については一人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち一人については9,000円)」と、第5項中「扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般職(一)9級以上職員等から一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(一般職(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日とする。」とあるのは「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日とする。 三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。) 四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」と、第6項中「扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職(一)9級以上職員等から一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職(一)9級以上職員等以外の職員から一般職(一)9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある

職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第14条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、第14条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育研究職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、第5項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9級以上職員等から一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職（一）9級以上職員等から一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職（一）9級以上職員等以外の職員から一般職（一）9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

5 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、第14条第1項ただし書並びに第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、第14条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる

配偶者、父母等」という。))と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「が5級」とあるのは「が5级以上」と、「一般職(一)8級職員等」とあるのは「一般職(一)8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族(一般職(一)9级以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般職(一)9级以上職員等から一般職(一)9级以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(一般職(一)9级以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職(一)9级以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族(一般職(一)9级以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、一般職(一)9级以上職員等から一般職(一)9级以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9级以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職(一)9级以上職員等以外の職員から一般職(一)9级以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9级以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(一般職(一)9级以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般職(一)8級職員等が一般職(一)8級職員等及び一般職(一)9级以上職員等」とあるのは「一般職(一)8级以上職員等が一般職(一)8级以上職員等」と、同項第6号中「一般職(一)8級職員等及び一般職(一)9级以上職員等」とあるのは「一般職(一)8级以上職員等」と、「が一般職(一)8級職員等」とあるのは「が一般職(一)8级以上職員等」とする。

附 則 (平成29年12月20日規程第19号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年1月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
(特定職員についての特例)
- 2 本規程(平成28年4月1日)附則第3項を次のとおり改正する。

本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に6月に支給する場合には100分の1.275(特定管理職員にあつては100分の1.575)、12月に支給する場合には100分の1.425(特定管理職員にあつては100分の1.725)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは、100分の85(特定管理職員にあつては100分の105)、12月に支給する時は100

分の95（特定管理職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（特定職員等に対する給与の支給等の特例）

- 3 本規程（平成27年4月1日施行）附則第3項に規定する特定職員であり、かつ、平成29年4月1日前に55歳に達した者であつて、同項の規定による本給を支給される者（以下「経過措置額支給特定職員」という。）に対する平成29年4月1日から施行日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この項から第6項まで（第5項を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の規定により支給されるべき額が、改正前の規定により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。
 - 一 本給（第30条第2項から第4項までおよび第6項の規定により支給する場合、第34条の規定により半額を減ずる場合又は第35条の規定により日割計算により支給する場合におけるものに限る。）
 - 二 地域手当
 - 三 超過勤務手当
 - 四 休日給
 - 五 期末手当
 - 六 勤勉手当
- 4 経過措置額支給特定職員に対する平成29年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る第33条の規定による給与の減額に当たっては、この項から第6項まで（次項を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。この場合における第33条第2項に規定する本給に対応する額及び地域手当に対応する額は、それぞれ改正前の規定による額に相当する額とする。
- 5 平成29年4月1日から施行日の前日までの間において、「平成27年改正国立大学法人電気通信大学職員給与規程附則第3項から第5項までの規定による本給支給細則」（以下「平成27年改正本給支給細則」という。）第3条第1項第二号に掲げる場合に該当した職員に対する本規程（平成27年4月1日施行）附則第4項又は第5項の規定による本給については、平成27年改正本給支給細則第3条又は第4条の規定にかかわらず、平成27年改正本給支給細則第3条第1項第二号中「対応する本給月額に」とあるのは「対応する本給月額（同日が給与規程（平成30年1月1日施行）の施行日より前であるときは改正前の給与規程の規定による本給月額。以下この号において同じ。）に」と、「当該降格後に受けることとなる号給」とあるのは、「当該降格後に受けることとなる号給（当該降格をした日が給与規程（平成30年1月1日施行）の施行日より前であるときは、初任給等細則（平成28年12月1日施行）の改正前の初任給等細則の規定による号給）」と読み替えて、平成27年改正本給支給細則の規定を適用した場合の本規程（平成27年4月1日施行）附則第3項から第5項までの規定による本給の額に相当する額を、同附則第4項または第5項の規定による本給として支給する。
- 6 平成29年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員に

ついて、改正後の規定による本給月額から、本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項第一号に定める額に相当する額を減じた額と本規程（平成27年4月1日施行）附則第3項から第5項までの規定による本給の額との合計額（第34条の規定の適用を受ける職員にあっては同条の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）が、改正前の規定による本給月額から、本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項第一号に定める額に相当する額を減じた額と本規程（平成27年4月1日施行）附則第3項から第5項までの規定による本給の額との合計額（第34条の規定の適用を受ける職員にあっては同条の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）に達しないときにおける平成27年改正本給支給細則第5条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。ただし、経過措置額支給特定職員に対して支給される第3項各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第33条の規定による給与の減額の額の算定の基礎になる場合における本規程（平成27年4月1日施行）附則第3項から第5項までの規定による本給については、適用しない。

附 則 （平成30年3月28日規程第27号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
（平成30年4月1日における号給の調整）
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び別表第5に規定する指定職本給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成27年1月1日において第12条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 3 国立大学法人電気通信大学職員育児休業等規程第15条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、国立大学法人電気通信大学職員育児休業等規程第15条に規定する育児短時間勤務職員の本給月額は、当該号給に応じた額に、同規程第24条の規定により読み替えられた国立大学法人電気通信大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程第2条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則 （平成30年6月13日規程第1号）
この規程は、平成30年7月1日から施行する。

- 附 則 （平成30年12月19日規程第18号）
（施行期日）
- 1 この規程は、平成31年1月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
（特定職員についての特例）

2 本規程（平成28年4月1日）附則第3項を次のとおり改正する。

本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に6月に支給する場合には100分の1.35（特定管理職員にあつては100分の1.65）、12月に支給する場合には100分の1.425（特定管理職員にあつては100分の1.725）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは、100分の90（特定管理職員にあつては100分の110）、12月に支給する時は100分の95（特定管理職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則 （平成31年3月18日規程第53号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （平成31年3月20日規程第67号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （令和元年6月17日規程第6号）

この規程は、令和元年6月17日から施行する。

附 則 （令和元年9月11日規程第14号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 （令和元年12月18日規程第18号）

（施行期日）

1 この規程は、令和2年1月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（特定職員についての特例）

2 本規程（平成31年1月1日）附則第2項を次のとおり改正する。

本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に6月に支給する場合には100分の1.3875（特定管理職員にあつては100分の1.6875）、12月に支給する場合には100分の1.4625（特定管理職員にあつては100分の1.7625）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは、100分の92.5（特定管理職員にあつては100分の112.5）、12月に支給するときは100分の97.5（特定管理職員にあつては、100分の117.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則 （令和2年3月18日規程第47号）

（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（特定職員についての特例）

2 本規程（令和2年1月1日施行）附則第2項を次のとおり改正する。

本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.425（特定管理職員にあっては100分の1.725）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の95（特定管理職員にあっては100分の115）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則 （令和2年11月30日規程第30号）

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則 （令和3年3月15日規程第59号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 （令和3年9月13日規程第15号）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 （令和4年4月13日規程第2号）

この規程は、令和4年4月13日から施行する。

附 則 （令和4年12月19日規程第60号）

（施行期日）

1 この規程は、令和5年1月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

（特定職員についての特例）

2 改正規程（令和2年3月18日規程第47号）附則第2項を次のとおり改正する。

改正規程（平成22年11月30日規程第100号。以下この項において同じ。）附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で改正規程附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に6月に支給する場合には100分の1.425（特定管理職員にあっては100分の1.725）を、12月に支給する場合には100分の1.575（特定管理職員にあっては100分の1.875）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは、100分の95（特定管理職員にあっては100分の115）、12月に支給するときは100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則 （令和4年12月19日規程第61号）

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（特定職員についての特例）

2 改正規程（令和4年12月19日規程第60号）附則第2項を次のとおり改正する。

改正規程（平成22年11月30日規程第100号。以下この項において同じ。）附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわ

らず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で改正規程附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.5（特定管理職員にあつては100分の1.8）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の100（特定管理職員にあつては100分の120）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則 （令和5年6月19日規程第7号）

この規程は、令和5年6月19日から施行する。

附 則 （令和5年12月22日規程第42号）

（施行期日）

1 この細則は、令和6年1月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（特定職員についての特例）

2 本規程（令和4年12月19日規程第61号）附則第2項を次のとおり改正する。

本規程（平成22年11月30日規程第100号）附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程（平成22年11月30日規程第100号）附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に6月に支給する場合には100分の1.425（特定管理職員にあつては100分の1.725）を、12月に支給する場合には100分の1.575（特定管理職員にあつては100分の1.875）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは、100分の95（特定管理職員にあつては100分の115）、12月に支給する時は100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則 （令和5年12月22日規程第44号）

（施行期日）

1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

（特定職員についての特例）

2 本規程（令和5年12月22日第42号）附則第2項を次のとおり改正する。

本規程（平成22年11月30日規程第100号）附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程（平成22年11月30日規程第100号）附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.5（特定管理職員にあつては100分の1.8）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の100（特定管理職員にあつては100分の120）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1 一般職本給表(一) 第5条関係

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			

別表第2 一般職本給表(二) 第5条関係

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	
89	227,000	260,900	294,500	318,600	
90	227,400	261,100	295,000	318,900	
91	227,700	261,400	295,500	319,200	
92	228,000	261,600	295,800	319,500	
93	228,200	261,900	296,200	319,700	
94	228,500	262,200	296,700	320,000	
95	228,800	262,500	297,200	320,300	
96	229,100	262,700	297,700	320,500	
97	229,300	262,900	298,000	320,700	
98	229,600	263,200	298,400	321,000	
99	229,800	263,400	298,900	321,300	
100	230,100	263,700	299,400	321,500	
101	230,400	264,000	299,800	321,700	

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
102	230,600	264,200	300,200		
103	230,900	264,500	300,500		
104	231,200	264,800	300,800		
105	231,500	265,000	301,100		
106	232,000	265,200	301,500		
107	232,300	265,500	301,900		
108	232,600	265,700	302,300		
109	232,800	266,000	302,600		
110	233,200	266,300	303,000		
111	233,600	266,600	303,400		
112	233,900	266,800	303,700		
113	234,100	267,000	303,900		
114	234,600	267,300	304,200		
115	235,100	267,500	304,500		
116	235,600	267,700	304,700		
117	235,900	268,000	304,900		
118	236,300	268,300	305,200		
119	236,700	268,600	305,500		
120	237,000	268,900	305,700		
121	237,400	269,100	305,900		
122		269,300	306,200		
123		269,600	306,500		
124		269,900	306,700		
125		270,100	306,900		
126		270,300	307,200		
127		270,600	307,500		
128		270,900	307,700		
129		271,100	307,900		
130		271,300	308,200		
131		271,600	308,500		
132		271,900	308,700		
133		272,100	308,900		
134		272,300			
135		272,600			
136		272,900			
137		273,100			

別表第3 教育研究職本給表 第5条関係

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200	535,900
2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500	538,900
3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600	542,000
4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700	545,100
5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600	548,100
6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000	550,500
7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200	553,000
8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500	555,400
9	208,700	249,000	309,200	357,200	427,200	557,700
10	211,100	251,300	311,600	359,800	429,700	559,500
11	213,500	253,600	314,000	362,400	431,900	561,400
12	215,800	255,600	316,400	365,200	434,100	563,300
13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500	565,000
14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700	566,400
15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900	567,700
16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200	568,900
17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300	570,200
18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600	571,000
19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800	571,700
20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100	572,400
21	230,900	277,600	333,100	383,200	453,100	573,200
22	232,700	280,200	335,500	384,700	455,400	
23	234,500	282,700	337,600	385,900	457,800	
24	236,100	285,100	339,800	387,100	460,100	
25	237,900	287,500	341,600	388,200	462,100	
26	240,000	290,000	343,500	389,900	464,200	
27	242,000	292,400	345,600	391,600	466,300	
28	244,000	294,900	347,700	393,300	468,400	
29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400	
30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700	
31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900	
32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800	
33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700	
34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800	
35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000	
36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000	
37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100	
38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100	
39	261,500	318,300	366,700	409,800	491,000	
40	262,900	319,700	368,400	411,000	492,900	
41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900	
42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800	
43	267,600	321,900	373,500	415,000	498,500	
44	269,000	322,300	374,900	416,600	500,400	
45	270,200	322,900	376,600	417,900	502,300	
46	271,700	323,400	378,300	419,400	504,100	
47	273,300	324,200	379,800	420,800	505,900	
48	274,600	325,000	381,300	422,300	507,700	
49	275,700	325,600	382,800	423,600	509,400	
50	276,200	326,300	384,400	424,800	511,100	
51	276,600	327,000	385,900	426,100	512,900	

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
52	277,200	327,700	387,500	427,300	514,800	
53	277,600	328,700	388,600	428,000	516,300	
54	278,000	329,400	390,100	428,900	517,900	
55	278,300	329,800	391,500	429,800	519,600	
56	278,700	330,400	393,100	430,700	521,200	
57	279,100	330,800	394,400	431,500	522,800	
58	279,900	331,500	395,800	432,400	524,100	
59	280,700	332,200	397,100	433,300	525,400	
60	281,500	332,800	398,400	434,100	526,600	
61	282,200	333,500	399,600	434,800	527,800	
62	283,100	334,400	401,000	435,700	528,800	
63	283,900	335,300	402,400	436,700	529,800	
64	284,700	336,100	403,800	437,600	530,800	
65	285,400	336,800	404,800	438,500	531,400	
66	286,000	337,800	405,900	439,400	532,300	
67	286,800	338,500	406,900	440,400	533,200	
68	287,500	339,500	408,000	441,300	534,100	
69	287,900	340,100	408,900	442,300	535,000	
70	288,600	341,000	409,700	443,300	535,800	
71	289,300	341,900	410,500	444,200	536,500	
72	290,000	342,800	411,200	445,200	537,000	
73	290,700	343,100	411,900	446,200	537,700	
74	291,600	344,100	412,800	447,100	538,200	
75	292,500	345,100	413,600	448,000	539,000	
76	293,300	346,100	414,300	449,000	539,600	
77	293,800	347,100	414,900	449,800	540,100	
78	294,700	348,000	415,400	450,300	540,700	
79	295,600	348,900	415,800	451,000	541,300	
80	296,400	349,800	416,200	451,600	541,900	
81	297,200	350,700	416,500	452,400	542,500	
82	298,100	351,600	416,900	453,100		
83	298,900	352,500	417,200	453,400		
84	299,700	353,400	417,600	454,000		
85	300,200	354,000	417,900	454,400		
86	301,000	354,600	418,300	454,800		
87	301,800	355,200	418,700	455,200		
88	302,600	355,800	419,100	455,500		
89	303,200	356,300	419,400	455,800		
90	303,800	356,700	419,800	456,200		
91	304,400	357,100	420,200	456,600		
92	305,000	357,500	420,500	456,900		
93	305,600	357,900	420,800	457,200		
94	306,200	358,300	421,200	457,600		
95	306,800	358,800	421,500	457,900		
96	307,400	359,200	421,800	458,200		
97	307,900	359,800	422,100	458,500		
98	308,500	360,300	422,500	458,900		
99	309,100	360,700	422,800	459,200		
100	309,700	361,200	423,100	459,500		
101	310,000	361,600	423,400	459,800		
102	310,300	362,100	423,800			
103	310,600	362,400	424,100			
104	310,900	362,800	424,400			

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
105	311,200	363,300	424,700			
106	311,500	363,700	425,000			
107	311,800	364,200	425,300			
108	312,000	364,700	425,600			
109	312,400	365,100	425,900			
110	312,700	365,600	426,200			
111	313,100	366,100	426,500			
112	313,500	366,500	426,800			
113	313,800	366,900	427,100			
114	314,200	367,300	427,400			
115	314,500	367,800	427,700			
116	314,800	368,200	428,000			
117	315,000	368,600	428,200			
118	315,300	369,000				
119	315,700	369,500				
120	316,100	369,900				
121	316,300	370,200				
122	316,600	370,600				
123	317,000	371,100				
124	317,400	371,400				
125	317,600	371,800				
126	317,800	372,300				
127	318,100	372,800				
128	318,500	373,200				
129	318,700	373,600				
130	319,000	374,100				
131	319,400	374,600				
132	319,600	375,100				
133	319,800	375,600				
134	320,100	376,100				
135	320,500	376,600				
136	320,700	377,100				
137	320,900	377,600				
138	321,100	378,100				
139	321,300	378,600				
140	321,600	379,100				
141	322,000	379,600				
142	322,300					
143	322,600					
144	322,900					
145	323,300					
146	323,600					
147	323,800					
148	324,100					
149	324,500					
150	324,800					
151	325,100					
152	325,300					
153	325,600					
154	325,900					
155	326,200					
156	326,500					
157	326,700					

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円

別表第4 看護職本給表 第5条関係

職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700		
94	283,800	316,500	349,400	367,500			
95	284,700	317,200	350,100	367,900			
96	285,600	317,800	350,700	368,200			
97	286,200	318,300	351,100	368,800			
98	286,800	318,600	351,500	369,300			
99	287,400	319,200	352,000	369,800			
100	288,300	319,800	352,400	370,300			
101	289,100	320,200	352,900	370,900			
102	289,900	320,800	353,300	371,400			
103	290,700	321,400	353,800	371,900			
104	291,500	321,900	354,200	372,300			
105	292,100	322,300	354,500	372,900			
106	292,600	322,800	355,000	373,400			
107	293,100	323,300	355,400	373,900			
108	293,500	323,800	355,700	374,400			
109	293,700	324,200	356,200	375,000			
110	294,000	324,600	356,700	375,400			
111	294,200	324,900	357,200	375,900			
112	294,500	325,200	357,700	376,400			
113	294,800	325,500	358,200	377,000			
114	295,000	325,900	358,700				
115	295,300	326,300	359,200				
116	295,500	326,600	359,600				
117	295,800	326,800	360,000				
118	296,100	327,100	360,400				
119	296,400	327,500	360,900				
120	296,700	327,700	361,400				
121	297,000	327,900	361,800				
122	297,400	328,200	362,300				
123	297,700	328,500	362,800				
124	298,100	328,800	363,300				
125	298,300	329,000	363,600				
126	298,500	329,300					
127	298,800	329,700					
128	299,200	329,900					
129	299,400	330,100					
130	299,700	330,300					
131	300,100	330,700					
132	300,500	330,900					
133	300,700	331,200					
134	301,000	331,600					
135	301,400	332,000					
136	301,700	332,400					
137	301,900	332,700					

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
138	302,200	333,100					
139	302,600	333,500					
140	302,900	333,900					
141	303,100	334,200					
142	303,500	334,600					
143	303,900	334,900					
144	304,200	335,300					
145	304,400	335,600					
146	304,600	336,000					
147	304,900	336,400					
148	305,300	336,800					
149	305,500	337,100					
150	305,700	337,500					
151	306,000	337,900					
152	306,300	338,300					
153	306,700	338,600					
154	306,900						
155	307,100						
156	307,400						
157	307,700						
158	308,000						
159	308,300						
160	308,600						
161	309,000						
162	309,300						
163	309,600						
164	309,900						
165	310,300						
166	310,600						
167	310,900						
168	311,200						
169	311,600						

別表第5 指定職本給表

号給	本給	月額
		円
1	636,000	
2	708,000	
3	763,000	
4	820,000	
5	898,000	
6	968,000	
7	1,038,000	
8	1,110,000	
9	1,178,000	